

富山県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和4年5月改訂

富 山 県

目 次

1. 基本的な事項

- (1) 過疎地域等※の現状と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ア. 過疎地域等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - イ. 過疎化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ウ. 過疎対策の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - エ. 過疎地域等の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ア. 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - イ. 対策の実施にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ウ. 地域別の持続的発展方向について・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連・・・・・・・・・・ 17

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針・・・・・・・・・・ 20
- (2) 移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 人材育成・地域の担い手の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

3. 産業の振興

- (1) 産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 農林水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (3) 地場産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (4) 企業の誘致対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (5) 起業の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (6) 商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (7) 観光又はレクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

4. 地域における情報化

- (1) 地域における情報化の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 通信施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (3) 情報通信技術の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

- (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進の方針・・・・・・・・・・ 28
- (2) 県道及び市町村道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (3) 農道及び林道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (4) 交通確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

6. 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備の方針	29
(2) 簡易水道、下水処理施設等の整備	29
(3) 消防・救急施設の整備	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	30
(2) 子育て環境の確保	30
(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	31
8. 医療の確保	
(1) 医療の確保の方針	34
(2) 医師確保対策	34
(3) 無医地区対策	34
(4) 特定診療科に係る医療確保対策	34
9. 教育の振興	
(1) 教育の振興の方針	35
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	35
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	35
10. 集落の整備	
(1) 集落整備の方針	36
(2) 集落の機能の維持	36
11. 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	37
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	37
(3) 地域文化を活用したまちづくり・地域振興	38
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	39
(2) 再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策	39

※過疎地域の氷見市、南砺市、朝日町、一部過疎市町村である砺波市の旧庄川町区域並びに特定市町村の区域である富山市の旧山田村区域及び旧細入村区域を合わせたものを以下「過疎地域等」という。

富山県の過疎地域等



県内市町村	15
うち過疎地域市町村	4
過疎市町村	3
みなし過疎市町村 ※1	0
一部過疎市町村 ※2	1
うち特定市町村 ※3	1

- ※1 合併後の市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村
- ※2 合併後の市町村の区域のうち、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる市町村
- ※3 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含まないもの

1 基本的な事項

(1) 過疎地域等の現状と問題点

ア. 過疎地域等の概況

本県では、旧山田村、旧細入村、旧平村、旧上平村及び旧利賀村の旧5村が過疎地域として公示されていたが、平成16年11月1日の市町村合併に伴い、旧平村、旧上平村、旧利賀村を含む南砺市が、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づき、過疎地域とみなされる市町村の区域となり、平成17年4月1日には、市町村合併に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定に基づき、富山市の区域のうち旧山田村の区域（以下「旧山田村区域」という。）と旧細入村の区域（以下「旧細入村区域」という。）が過疎地域とみなされる区域となった。さらに、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成22年4月1日には、新たに朝日町が、平成29年4月1日には、新たに氷見市が過疎地域となった。また、南砺市も過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づく、みなし過疎地域から、過疎地域となった。過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日に期限を迎え、令和3年4月1日には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行された。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、氷見市、南砺市及び朝日町は引き続き過疎地域となり、富山市の旧山田村区域及び旧細入村区域は過疎地域から外れたものの、令和8年度まで経過措置が適用される特定市町村の区域となった。令和4年4月1日には、令和2年国勢調査の結果に基づき、砺波市の区域のうち旧庄川町の区域（以下「旧庄川町区域」という。）が新たに過疎地域となり、砺波市が一部過疎市町村となった。

過疎地域等である2市1町3区域について、氷見市は、県の北西部に位置し、東は海越しに立山連峰を望む富山湾に面し、南・西・北の三方を山並みに囲まれ、これらの山並みを水源とする主要な河川に沿った谷筋に集落が点在し、沿岸部には市街地が広がっている。南砺市は、県の南西部に位置し、庄川や小矢部川の急流河川が北流し、平野においては散居村が広がり、独特の集落の景観を形成している。朝日町は、県の東端に位置し、東・南部には、白馬岳、朝日岳などを主峰とする北アルプス連峰がそびえ、小川・笹川・境川などの各河川は、これらの山々に源を発し、日本海に注いでいる。旧庄川町区域は砺波市の南部に位置し、中央を庄川が貫流し、東南部には牛嶽や鉢伏山など山々が連なり、西北部には屋敷林に囲まれた散居村が広がっている。旧山田村区域は富山市の西南部に位置し、中央を南北に流れる山田川を挟み、集落が点在し、富山市南部に位置する旧細入村区域は、神通峡西側に沿って南北に集落が点在している。

各地域は気象条件や地理的条件が厳しく、特別豪雪地帯、半島振興、振興山村及び辺地等の地域指定を受けているところである。

氷見市では、過疎地域に指定された平成29年度以降、中山間地域等における情報

通信環境の向上を図るため、ケーブルテレビ放送事業に係る設備を光ケーブルに更新した。また、市道鞍川霊峰線をはじめ、市内幹線道路間のネットワーク強化に向けた道路整備を行い、道路交通の利便性の向上を図るとともに、安全・安心な道路交通を確保するため、老朽化した橋りょうやトンネル等の社会資本の長寿命化を図った。さらに、良好な教育環境を提供するため、久目小学校、速川小学校及び明和小学校を統合し、西部中学校を活用した義務教育学校として整備するとともに、食物アレルギー対策や食育等に対応した学校給食センターを新たに整備したほか、ソフト事業として、小中学校において、電子黒板やタブレットパソコンを活用したICT教育を推進し、児童生徒の学力の向上を図った。

南砺市のうち、合併前から過疎市町村であった旧平村の区域（以下「旧平村区域」という。）では、地域の特性を活かした産業の振興と交流人口の拡大を図るため、平成28年度から令和元年度にかけて、たいらスキー場のゲレンデ及び場内施設の整備並びに圧雪車の購入、快適で安心できる生活環境の整備のため令和2年度に平みどり保育園の改修を行った。

旧上平村の区域（以下「旧上平村区域」という。）では、地域の特性を活かした産業の振興と交流人口の拡大を図るため、平成28年度、令和元年度から令和2年度にかけて合掌の里の施設整備、快適で安心できる生活環境の整備のため平成28年度に上平診療所の新築移転事業を行った。

旧利賀村の区域（以下「旧利賀村区域」という。）では、地域文化の振興と交流人口の拡大を図るため、平成28年度から令和2年度にかけて、山村留学定住事業、平成28年度から令和元年度にかけては、地域の特色となっているTOGA芸術村を核としたクリエイティブビレッジ構想事業を実施した。

一方、市全体としては、快適で安心できる生活環境の整備のため、防災行政無線のデジタル化や小中学校の改修工事などのハード事業を行った。ソフト事業では、冬季国体やシアターオリンピックスの開催など全国規模、世界規模の事業を実施した。

朝日町では、豊かな人間性を育てる環境整備を行うとともに、耐震化を図り、生徒等の安全性を確保するため、平成23年度に朝日中学校を改築した。また平成25年度には、地域の子どもから高齢者までがふれあえる拠点施設として旧五箇庄小学校跡地に多目的集会施設「五箇庄コミュニティセンター彩の里」と新保育所「さくら保育園」を一体的に整備した。また、平成26年度には、生涯学習の拠点として新図書館「朝日町図書館・明治記念館」の整備などを行い、平成27年度には、泊市街地中心部における賑わい創出のための「五差路周辺複合施設」を整備した。さらに、平成30年度には、「武道館」及び「屋内グラウンド」を整備し、屋内スポーツ施設の充実を図った。

旧山田村区域では、子育て環境充実のため、平成23年度には保育所空調設備、平成24年度には保育所プールを整備した。観光拠点である「牛岳温泉スキー場」については、リフト、その他の施設の更新と改修を継続するとともに、ソフト事業として25年度から夏期のゲレンデ活用としてライトアップ事業に取り組んでいる。

また、地産地消の更なる推進のため、新しい特産品の開発に着手し、平成 25 年度には 6 次産業化の拠点となる植物工場を整備した。生活環境の整備として、令和元年度に消防団の消防ポンプ自動車を更新した。

旧細入村区域では、観光拠点施設である割山森林公園の充実のため、平成 23 年度にパークゴルフ場の改良整備、平成 24 年度に噴水施設のリニューアル、平成 27 年度にはバーベキュー棟の増設を行った。また、生活環境の整備として、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて市道の消雪対策を実施し、令和元年度に消防団の小型動力ポンプ積載車、令和 2 年度には大沢野消防署細入分遣所の高規格救急自動車を更新した。産業振興の面からソフト事業として、都市農山村交流事業や鳥獣対策事業を実施した。

このように、各地域とも、それぞれの地域における創意工夫を凝らした自主的・主体的な振興対策を実施しているところである。

過疎地域等の面積・人口（R4. 4. 1 時点）

	富山県 (a)	過疎地域等 (b)	(b) / (a)
面積 (k m ²)	4,247.54	1,237.38	29.1%
人口 (人)	1,018,644	107,800	10.6%

面積：令和 3 年 10 月 1 日現在（国土地理院面積調べ）

※旧庄川町、旧山田村区域及び旧細入村区域の面積は、平成 16 年 10 月 1 日現在（国土地理院面積調べ）

人口：令和 4 年 4 月 1 日現在（富山県人口移動調査）

※砺波市の旧庄川町区域は、令和 4 年 3 月 31 日現在（砺波市人口統計）

※富山市の旧山田村区域及び旧細入村区域は、令和 4 年 3 月 31 日現在（富山市人口統計）

過疎地域等の面積・人口（R2. 10. 1 時点）

	富山県 (a)	過疎地域 (b)	(b) / (a)
面積 (k m ²)	4,247.58	1,237.38	29.1%
人口 (人)	1,034,814	110,991	10.7%

面積：令和 2 年 10 月 1 日現在（国土地理院面積調べ）

※旧庄川町、旧山田村区域及び旧細入村区域の面積は、平成 16 年 10 月 1 日現在（国土地理院面積調べ）

人口：令和 2 年 10 月 1 日現在（国勢調査）

イ. 過疎化の状況

①人口の動向について

本県における過疎化現象は、昭和 30 年代後半から始まっており、山村地域や豪雪地帯など気象条件や地理的条件の厳しい地域において著しくなっている。

昭和 45 年から令和 2 年までの 50 年間の人口の動向をみると、県全体の人口は 0.5%の微増となっているが、過疎地域等においては、氷見市△27.8%、南砺市△30.5%、朝日町△42.6%、旧庄川町区域△24.8%、旧山田村区域△43.7%、旧細入村区域△56.0%となっている。

過疎地域等における人口減少の傾向をみてみると、昭和 45～60 年の 15 年間は、人口減少率が△0.3～△0.5 で、人口は微減で推移していたが、平成に入ってから人口減少率が徐々に大きくなり、平成 27 年～令和 2 年の間の人口減少率は△7.9%に達している。

表1 過疎地域等における人口の推移

区 分	人口(人)											人口減少率(%) R2/S45
	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	
富山県	1,029,695	1,070,791	1,103,459	1,118,369	1,120,161	1,123,125	1,120,851	1,111,729	1,093,247	1,066,328	1,034,814	0.5
氷見市	60,883	61,789	62,413	62,112	60,766	58,786	56,680	54,495	51,726	47,992	43,950	△27.8
南砺市	68,979	67,583	66,844	66,422	65,113	62,965	60,182	58,140	54,724	51,327	47,937	△30.5
朝日町	19,311	19,083	18,631	18,819	17,569	17,007	15,915	14,700	13,651	12,246	11,081	△42.6
旧庄川町	7,380	7,519	7,700	7,634	7,451	7,387	7,348	6,901	6,473	6,047	5,548	△24.8
旧山田村	2,302	2,184	2,188	2,143	2,279	2,200	2,037	1,962	1,789	1,612	1,297	△43.7
旧細入村	2,676	2,870	2,679	2,569	2,433	2,165	1,923	1,685	1,523	1,342	1,178	△56.0
過疎地域等計	161,531	161,028	160,455	159,699	155,611	150,510	144,085	137,883	129,886	120,566	110,991	△31.3
過疎地域等 前年比(%)	-	△0.3	△0.4	△0.5	△2.6	△3.3	△4.3	△4.3	△5.8	△7.2	△7.9	-

(注) 人口は国勢調査人口による。

②若年層人口の動向について

過疎地域等における人口の動向をコーホート(同一年齢区分に属する出生者集団)により年齢階層区分ごとにみたものが表2であるが、これらからおおよそ次のようなことが指摘できる。

第1に、中学校卒業時から流出が始まり、15歳から24歳までの多数の若者が地域外へ流出していることである。このような若者の流出は、区分ごとの人口減少率に増減はあるものの、現在にいたるまで同じ傾向が続いている。

第2に、25～29歳の階層において、昭和50年から平成17年までは、人口の増加(UJIターン現象)がみられたが、平成17年以降は、平成22年から平成27年にかけて微増となったものの、減少傾向にある。

表2 コーホート 人口増減率の状況

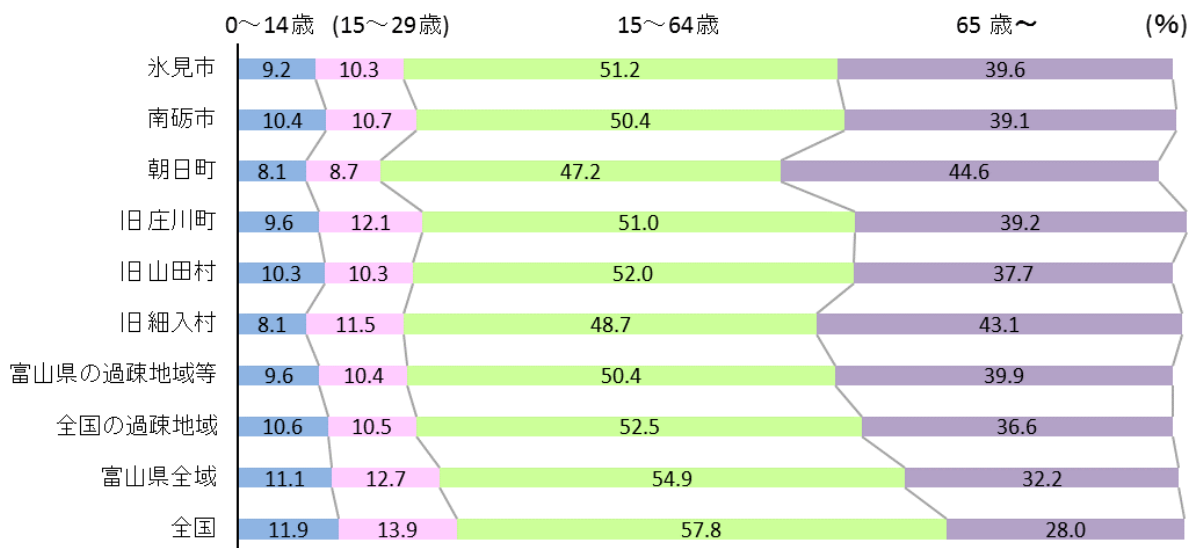
年齢区分	昭和			平成						令和
	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年	2年/27年
5～9	0.1	1.2	1.4	0.3	1.3	1.5	1.3	2.4	1.2	4.4
10～14	△ 0.6	0.1	△ 0.9	0.0	0.1	0.6	0.1	0.4	△ 0.8	0.2
15～19	△ 15.8	△ 14.3	△ 11.2	△ 12.5	△ 15.2	△ 16.1	△ 15.4	△ 16.4	△ 14.1	△ 13.5
20～24	△ 27.1	△ 28.4	△ 24.6	△ 25.6	△ 23.1	△ 24.1	△ 22.2	△ 27.1	△ 24.3	△ 28.1
25～29	0.3	6.3	8.8	4.4	4.6	2.7	3.9	△ 1.8	0.3	△ 2.5
30～34	△ 0.5	0.7	0.7	△ 2.1	△ 2.9	△ 5.7	△ 3.7	△ 6.1	△ 7.5	△ 10.7
35～39	△ 0.9	△ 0.2	0.4	△ 0.9	0.4	△ 1.2	△ 2.1	△ 3.8	△ 4.5	△ 2.5
40～44	△ 1.2	△ 1.5	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.3	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.6	△ 2.0	△ 0.3
45～49	△ 1.3	△ 2.0	△ 0.3	△ 1.8	△ 0.1	△ 2.1	△ 1.6	△ 2.1	△ 2.5	△ 1.8
50～54	△ 3.4	△ 2.6	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.8	△ 1.9	△ 2.3
55～59	△ 5.3	△ 4.1	△ 2.5	△ 3.0	△ 1.3	△ 2.7	△ 2.6	△ 1.9	△ 2.2	△ 1.1
60～64	△ 5.3	△ 4.6	△ 4.2	△ 4.2	△ 3.4	△ 4.0	△ 2.9	△ 2.6	△ 2.3	△ 1.0

(注) この表は、各年齢層区分人口を、それぞれ直前の国勢調査時の1段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。

(注) この表は、過疎地域等についてのデータである。

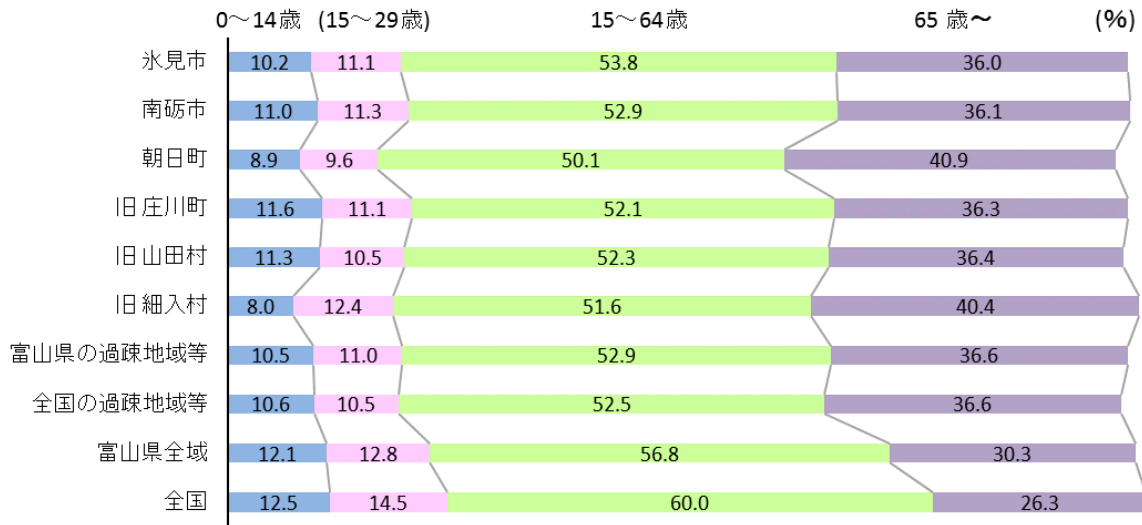
また、図1の年齢階層別人口構成の若年者比率をみた場合、平成27年と令和2年との比較では、富山県の過疎地域等は△0.6%と若年者比率(15歳～29歳)の低下が進行している。

図1 年齢階層別人口構成の状況(令和2年国調)



(注) 全国の過疎地域の人口構成は、令和2年4月1日現在の過疎地域における平成27年国勢調査による人口構成である。

年齢階層別人口構成の状況(平成 27 年国調)



(注) 全国の過疎地域の人口構成は、令和 2 年 4 月 1 日現在の過疎地域における平成 27 年国勢調査による人口構成である。

③高齢化の進行について

表 3 によると、本県の現在の過疎地域等における高齢者比率は、昭和 45 年には 9.7%であったものが、令和 2 年には 39.9%となり、50 年間で 30.2 ポイント上昇しているのに対し、同期間の県の高齢者比率が 24.1 ポイントの上昇にとどまっていることから、県内の比較において、過疎地域等では、ハイペースで高齢化が進行してきているといえる。今後、さらにこの傾向は強まるものと予測される。

表3 過疎地域等の高齢者比率

(単位:%)

区分	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
富山県	8.1	9.5	11.2	12.8	15.1	17.9	20.8	23.2	26.1	30.3	32.2
氷見市	9.4	10.6	12.4	14.3	17.1	20.7	24.7	27.6	30.7	36.0	39.6
南砺市	9.7	11.6	13.7	15.4	18.1	21.9	25.6	28.5	31.1	36.1	39.1
朝日町	10.0	11.8	14.1	15.6	18.9	22.8	27.3	30.5	35.0	40.9	44.6
旧庄川町	9.9	11.5	13.4	15.5	17.9	21.7	24.1	26.3	30.4	36.3	39.2
旧山田村	11.6	12.8	13.8	15.6	20.9	24.2	29.3	30.1	31.6	36.4	37.7
旧細入村	9.9	10.8	13.8	15.9	18.7	23.0	27.7	31.2	34.9	40.4	43.1
過疎地域等	9.7	11.3	13.3	15.0	17.8	21.6	25.5	28.3	31.4	36.6	39.9

(注) 1 この表は、65歳以上人口を全人口で除いたものである。

(注) 2 人口は国勢調査による。

また、図 1 によると、本県の過疎地域等においては、令和 2 年国調の高齢者比率が、全国平均の 28.0%あるいは県平均の 32.2%を大きく上回る 39.9%に達している。

なお、平成 27 年国調と高齢者比率を比較した場合、全国平均は 1.7 ポイントの上昇、県平均は 1.9 ポイントの上昇であるのに対し、本県の過疎地域等は 3.3 ポイントの上昇であることから、本県の過疎地域等での高齢化が全国平均及び県平均以上に進んでいることがわかる。

④過疎化進行の要因について

このような過疎化が進んだ要因としては、高度成長期における急速な産業構造の変化に伴い、第 2 次及び第 3 次産業の雇用機会を求めて若年労働者が大量に地域外へ移動したことがあげられる。

本県の過疎地域等は、急峻な地形も多く、耕地面積が狭く、かつ気象状況が厳しいことから、基幹産業である農林業の近代化が遅れた。若者は、生産性が低く、労働条件も厳しい農林業に対する意欲を失いがちとなり、安定した就業の場が少ないことから、地域外への移動が増加した。

また、生活環境、医療、教育等の整備が十分でないことである。都市部に比べ、道路、水道や下水道等が十分整備されていない地域もあり不便であること、万全な医療や教育を受けることができない場合があり得ることから、地域住民の日常生活に不安があることなどが過疎化の要因となっている。

ウ. 過疎対策の成果

昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法は、「人口の過度の減少を防止し、住民福祉の向上と地域格差を是正」することを目的として制定され、著しく立ち遅れていた生活基盤や産業基盤についてさまざまな対策が講じられてきた。本県においても、過疎地域振興方針及び過疎地域振興計画に基づき各種の事業が実施されてきており、昭和 45 年から 54 年までの 10 年間の実績は、県事業が 151 億円、過疎市町村事業が 95 億円である。

また、過疎地域対策緊急措置法にかわり、昭和 55 年に制定されたのが、過疎地域振興特別措置法であり、過疎地域振興方針及び過疎地域振興計画に基づき、各種の対策を講じてきたところであり、昭和 55 年から平成元年度までの実績は、県事業が 315 億円、過疎市町村事業が 274 億円となっている。

さらに、過疎地域振興特別措置法にかわり、平成 2 年度に制定されたのが過疎地域活性化特別措置法であり、本県においては、「若者の定住」と「高齢者福祉の増進」を基本目標にして、各種の対策を講じてきたところである。平成 2 年度から 11 年度までの実績は、県事業が 538 億円、過疎市町村事業が 542 億円となっている。

その後、平成 12 年度には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、本県においては、引き続き「若者の定住」と「高齢者福祉の増進」を基本目標として、過疎地域の自立促進に向け、各種の対策を講じてきた。なお、平成 12 年度から平成 21 年度までの実績は、県事業が 366 億円、過疎市町村事業が 396 億円となっている。

さらに、平成 22 年度には過疎地域自立促進特別措置法が延長され、過疎対策事業

債のソフト事業への拡充が図られたことから、本県においても地域住民の生活に密着したソフト対策事業の実施について配慮してきた。また、平成 24 年度にも東日本大震災の影響を踏まえて過疎地域自立促進特別措置法が 5 年延長され、法期限が令和 2 年度末となった。平成 22 年度から令和 2 年度までの実績は、県事業は 732 億円、過疎市町村事業が 890 億円となっている。

これまでの特筆すべき成果を挙げれば、次のようなものがある。

- ① 交通体系の整備の面では、高規格道路や国道、県道をはじめとする道路網の整備が進み、県内各市町村役場から県都富山市へは、概ね 1 時間の交通圏内にあり、冬期間の交通途絶もほとんど解消された。

また、国道及び県道の改良舗装、橋梁補修、県代行を含めた旧村道整備も進み、交通条件は大幅に改善された。

氷見市では、地域の社会資本となる道路や橋りょう等の整備を重点的に行うことで道路事情を改善するとともに、地域の公共交通を担っている N P O 法人のバス購入を支援するなどにより、交通の利便性の向上の成果を挙げた。

南砺市では、地域の基幹となる道路の改良舗装、除雪機械の整備を重点的に行い、道路事情の改善に成果を挙げた。また、市営バスの購入、運賃補助などを行い、地域の公共交通の確保が図られた。

朝日町では、町道改良工事を行うとともに、除雪機械を更新・導入することで、道路の安全性・利便性を向上させることができた。また、新たな移動サービスの導入に向けた実証実験を行い、地域の実情やニーズの掘り起こしを進めている。

旧細入村区域では、市道の消雪対策の実施により、冬期間の道路交通環境が向上し、また、林道改良により、森林地帯の巡回活動が安全に実施できるようになった。

- ② 産業の振興の面では、地域の新たな特産品の創出や地域の特性を活かした産業の振興を図る事業が積極的に取り組まれてきた。

氷見市では、市内のほ場を整備することで、農業の生産性を向上させるとともに、漁港施設などの漁業生産基盤の整備を促進することで、農業と水産業の振興が図られた。

南砺市では、林道の整備、農業用機械の整備などにより、農林業の振興が図られるとともに、起業家育成事業や伝統工芸の新商品開発支援などにより、地域の独自産業の振興も図られた。

朝日町では、基幹産業である農業の担い手不足解消のため、令和元年度に「朝日町新規就農者等研修宿泊施設（あさひ農学舎）」を整備し、実践的な農業研修や座学を学べる機会を提供することで、将来を担う後継者の人材育成を図っている。

旧山田村区域では、これまでの啓翁桜やソバ等の製品に加え、エゴマ、マコモタケの特産化に取り組むとともに、平成 25 年度には 6 次産業化の拠点となる植物工

場を整備し、地産地消の拡大さらには地元産業の発展につながった。

- ③ 観光・レクリエーションの面では、地域に固有の文化・芸能や豊かな自然を活用した事業が積極的に展開され、地域内外との交流人口の拡大、地域活性化が図られてきた。

氷見市では、市立海浜植物園のリニューアルや朝日山公園の整備などにより、氷見市固有の地域資源を生かすことで、体験型観光をとおした交流人口の拡大が図られた。

南砺市では、IOX-AROSAスキー場、たいらスキー場及びタカンボースキー場の施設整備や城端駅周辺施設整備、合掌の里整備などにより、交流人口の増加が図られ、地域活性化が図られた。また、毎年開催される世界演劇祭（利賀フェスティバル）や舞台芸術祭（シアターオリムピクス）などには、国内外から多くの人々が集い、演劇を通じた様々な交流が行われている。

朝日町では、あさひヒスイ海岸パークゴルフ場を18ホール増設整備したところであり、「富山県パークゴルフ選手権」といった大きな大会を開催するとともに、利用者の健康増進に大きく寄与している。また、平成30年度に海岸における観光交流拠点施設として整備した「ヒスイテラス」は、富山県湾岸サイクリングコースの起点・終点にもなっており、県内外から多くのサイクリストが訪れ、地域活性化に貢献している。

旧山田村区域では、観光拠点である「牛岳温泉スキー場」のリフトの改修・整備をはじめ、平成25年度からゲレンデの夏期の活用としてLEDによるライトアップ事業を行うなど、交流人口が増加し、地域の活性化が図られた。

旧細入村区域では、割山森林公園施設のリニューアルや常虹の滝の遊歩道整備、林産物展示販売施設の改修などにより、来訪者が安全で快適に利用できる環境整備が進んだ。

- ④ 医療、教育、生活環境等の面では、旧山田村区域では、保育所のプール・空調が整備され子育て環境が充実した。

氷見市では、義務教育学校や学校給食センターが新たに整備され、教育環境の更なる向上の成果を上げた。また、金沢医科大学氷見市民病院における高度医療機器等の整備により、多様化する医療ニーズに対応できる地域の中核病院としての機能の充実を図った。

南砺市では、南砺市民病院、公立南砺中央病院、南砺家庭・地域医療センター等の医療機器整備、デイサービスセンターや診療所の施設整備、消防施設、簡易水道等の整備が進められた。

朝日町では、あさひ総合病院における病床数の集約化等による病棟再編や高度医療機器等整備、図書館や中学校校舎の施設整備、下水道、簡易水道、消防施設、町営住宅等の整備が進められた。また、ソフト事業として、就学資金貸与による医師・看護師確保対策や住宅取得奨励金等による定住施策を進めている。

エ. 過疎地域等の課題

これまでの過疎対策にもかかわらず、依然として過疎地域等は次のような課題を抱えている。

①人口減少・高齢化、雇用機会の不足

人口の減少が高齢化を招き、産業の担い手不足により地域経済に活力が失われ、さらに、集落の維持が困難になるなど様々な社会問題が派生している。このことがさらに人口減少に拍車をかけ、悪循環が繰り返されることになる。

そのため、産業の振興により地域内に雇用の場を確保することが重要である。地産地消など、その土地ゆかりの「食」への関心が高まっており、ツーリズムと関連づけた複合的な農業経営など、ニーズに対応した取り組みが重要であり、様々な地域資源を見直して、その地域ならではの産業づくりに取り組むことが必要である。

②交通体系の確保

これまでの過疎対策により、交通体系については格段の整備が図られたところである。しかし、冬期間の安全な交通の確保のために整備を要する箇所が残っており、また、集落間及び集落から公共施設等への市町村道等にも未改良、未舗装部分が多いため、引き続き住民の利便性を確保するための道路整備を進めるほか、都市とのネットワークを確保することによる産業振興や地域間交流に資するため、広域的な総合交通ネットワークの整備を計画的に進める必要がある。

一方、整備されてきた現道の道路構造物の老朽化が進行し、劣化等の事故による交通への影響や、災害時の集落の孤立が懸念されることから、今後の維持管理や防災・減災対策について計画的に実施していく必要がある。また、道路構造物の老朽化対策などの維持管理や斜面对策などの災害を防止する対策についても、計画的に進める必要がある。

また、モータリゼーションの進展によりバス路線の維持・確保について厳しい状況になっているが、地域住民の足として、地域の実情に応じた交通手段を確保し、利用促進を図っていくことが重要である。

③安心・安全な生活環境の整備

生活環境の整備について、水道の未普及地域は減少してきたが、今後とも普及促進を図る必要がある。汚水処理施設についても、計画的な整備を進める必要がある。ごみ及びし尿処理施設は、広域事業により整備されてきており、今後とも広域的処理を推進する。

過疎地域等では、高齢者の増加に伴い、介護が必要な要介護等高齢者の増加も予想される。このため、介護サービスの充実とそのための人材確保、若いときからの健康づくり、高齢者の能力発揮といきがいづくりなど、高齢者に対するソフト面からハード面まで総合的な施策を積極的に推進していく必要がある。

また、過疎地域等では医師等の配置が十分でないため、医療の確保が重要な課題と

なっているが、診療所の医師の配置や巡回診療あるいはへき地医療拠点病院をはじめとする基幹病院との広域的な医療ネットワークによる医療の確保を図るとともに、アクセスの改善にも努める必要がある。

教育の振興については、施設面では充実してきているものの、児童生徒数は減少しているため、小規模校として維持していかざるを得ない状況である。こうした中で十分な教員の確保を図るとともに、小規模校としての特性に配慮した教育指導が必要である。

④集落機能の維持と活力ある地域づくり

集落においては、人口減少・少子高齢化により地域の担い手が不足し、コミュニティ機能の維持が難しくなっている。

集落の維持・活性化を図るためには、地域住民の主体的な取り組みに対する支援や担い手の確保、集落の機能を補完する多様な主体との連携が重要である。

価値観の多様化や余暇ニーズの高まりなどを背景に、ものの豊かさだけでなく心の豊かさを求める人が増え、都市住民等が農山漁村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の田舎暮らし体験交流（グリーン・ツーリズム）が注目されている。

このように、過疎地域等の担い手が不足し、地域の活力が失われていく一方で、都市住民等の中には田舎暮らしへの憧れや、ふるさとへの回帰志向の高まりがある。これらのニーズの受け皿となり、担い手の確保につなげるため、受け入れ体制の整備や情報発信が必要である。

また、地域住民や行政だけでなく、NPOや企業、都市住民といった様々な主体が地域活性化の取り組みに参画していくことも肝要である。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

ア. 基本的方向

過疎地域等は、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業機会の不足、生活を支えるサービスの衰退など、住民生活において多くの課題を抱えている。

しかしながら、過疎地域等は、県土の保全、水源の涵養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担う本県の貴重な財産であり、そこに住む人々が安心していきいきと暮らせるよう、それぞれの地域が特性を活かし、行政、NPO、企業など多様な主体の連携のもと、住民一人ひとりが、自らの個性や能力を発揮しながら、人口減少社会、長寿社会にふさわしい地域全体でともに支え合う持続可能な地域社会を創造していくことが重要である。

また、各地域に地域の人々をはじめ多くの人々を惹きつける魅力あふれる場所を作り、自然と人が集まる活気あふれる地域になることが望まれる。

今後の過疎対策においては、過疎地域等への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域等における持続可能な地域社

会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、前述の課題を踏まえながら次のとおり過疎地域持続的発展の基本的方向を定めるものとする。

なお、今後の過疎対策においては、真に必要な社会基盤等のハード整備に取り組むとともに、地域の実情に応じたソフト面の対策が重要であるとの認識を持ち、地域住民の生活に密接したソフト対策事業の実施について、配慮していくものとする。

I. 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全

地域住民が主体となった地域コミュニティの再生、移住の促進、豊かな自然環境などの地域の魅力や環境の保全を推進する。

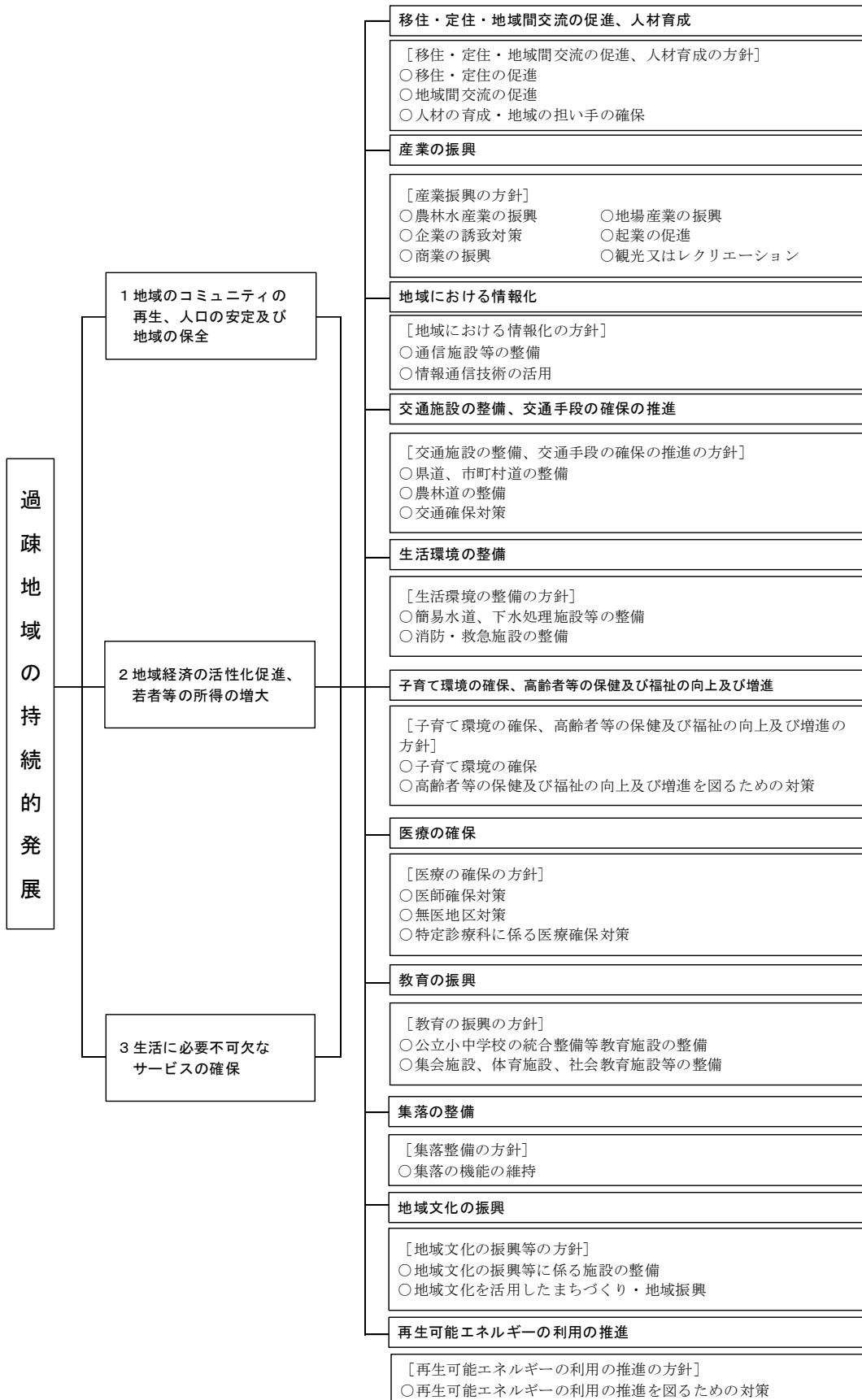
II. 地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大

地域の強み、魅力等を活かした地域経済の活性化により、地域住民の所得の増大の取組みを推進する。

III. 生活に必要不可欠なサービスの確保

地域で安心してくらすよう生活に必要不可欠な地域交通や買い物、医療・福祉など生活サービスの確保を推進する。

富山県過疎地域持続的発展方針の体系



イ. 対策の実施にあたって

過疎対策の実施にあたっては、創意工夫を凝らした地域住民の自主的・主体的な取り組みが大切なことであり、住民の自主的・主体的な取り組みを積極的に推進するとともに、コミュニティの維持、自治組織の育成などについて、県及び各過疎地域等は努力する。

また、過疎地域等の財政力基盤が弱いことに鑑み、県は各過疎地域等に対する行財政上の支援に配慮することとするが、限られた財源で効率的な投資を行うため、過疎地域持続的発展計画等に基づいて、計画的・総合的な行財政運営を行うとともに、広域行政を積極的に推進する。

なお、本方針の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、県及び各地域の過疎地域持続的発展計画の策定に当たっては、本方針をはじめ、県の「元氣とやま創造計画」、「第2期とやま未来創生戦略」、「富山県中山間地域創生総合戦略」等との整合性を確保するとともに、長期の財源計画に基づいた事業計画を立て、計画の実効性の確保に努めることとする。

ウ. 地域別の持続的発展方向について

本県の過疎地域等は、豊かな自然や日本の味、人情そして芸能文化など日本人の心の中にあるふるさとの薫りを今にとどめ、地形、風土からもまさに「日本の心のふるさと」と呼ぶにふさわしい地域である。その意味からも、基本的方向に基づく各地域の概括的な持続的発展方向は、次のとおりである。

- ① 氷見市は、「ひみ寒ぶり」に代表される食、海から里山まで広がる豊かな自然、日本農業遺産に認定された定置網漁業等の先人から受け継がれてきた歴史・文化など誇るべき地域資源を有している。

これらの恵まれた地域資源を生かし、農林漁業体験を主体とした「とやま帰農塾」、マイホーム取得支援補助金、3世代同居・近居奨励補助金の交付などのふるさと定住促進事業の推進、氷見市I J U（移住）応援センターの開設などにより、Uターンや移住・定住の促進に努めている。また、中学校終了前までの児童生徒を対象とする医療費助成や、1歳以上の第2子以降の保育料無料化、不妊治療費助成などの子育て支援策や、小中学校におけるICT教育の充実などに取り組んでいる。

今後、人口減少の流れに歯止めをかけ、若い世代が氷見で住み、働き、子育てしたいと思えるような魅力ある「ふるさと氷見」をつくり上げるためには、さらなる子育て支援や教育・文化環境の充実、産業の振興、情報化の推進、居住環境の整備などに努める必要がある。

また、市民が安心して生活できるようにするため、防災体制の強化や交通の確保、医療を安心して受けられる環境、高齢者が健康で安心して暮らせる環境など、魅力ある生活環境の整備が必要とされる。

さらに、地域の持続性を確保していくため、地域力のより一層の向上を図る取り組みの強化に努め、地域の課題の解決に取り組むことができるよう、多様な主体が取り組む地域での活動の支援を図る必要がある。

- ② 南砺市は、美しい散居村の田園風景が広がる平野部と、世界遺産合掌造り集落や豊かな森林を擁する山間部で形成され、豊かな自然、文化、そして交流を地域の誇り・魅力として再認識し、創造とやすらぎの地域づくりを目指している。

南砺市は、民俗芸能、伝統的祭事、さらに創造性に富んだイベントなど多くの観光資源を有しており、これらの資源を連携した、イベントの一体的な展開や、東海北陸自動車道を活用した広域交流の拡大と観光客の増大を図る必要がある。

また、木彫工芸品や五箇山和紙などの伝統産業や、木材・木製品や繊維産業といった地場産業、良質な米の生産を中心に干柿、里芋、そば、赤かぶなどの農産物の特産品づくりにも取り組んでいる。これらの伝統技術や特産品を活かした産業の育成や起業（家）支援、企業誘致の推進のほか、農産物の地域ブランド化への取り組みを推進し、地域活力を高め就業の場の確保が必要とされる。

さらに、雪に強い交通ネットワークの形成や情報通信ネットワークの活用をはじめ、住環境整備や防犯・防災対策などの身近な生活環境の向上、定住基盤の確保により、全ての市民が暮らし続けたいと思う地域づくりを行うとともに、AI・IoT等の先端技術などデジタルの力を最大限に活用し、持続可能なまちづくりを推進する必要がある。

- ③ 朝日町は海拔0メートルの「ヒスイ海岸」から町名の由来ともなっている標高2,418メートルの「朝日岳」まで、恵まれた自然環境を有している。

これらの恵まれた地域資源を活かし、農林漁業体験を主体とした「とやま帰農塾」、「社団法人 富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会」による自治体の枠を超えた広域的連携事業、住宅取得奨励金の交付など、「朝日町定住サポート事業」の積極的な活用により、UIJターンや移住・定住の促進に努めている。また、高校生世代までを対象とした医療費助成やインフルエンザ予防接種費用助成、子どもの誕生祝い金の支給、休日保育、保育料の第2子半額化・第3子以降無料化、町直営の病児保育、不妊医療費助成のほか、家庭で育児する世帯に対し応援金を支給する「おうちで子育て応援事業」など、子育て施策に取り組んでいる。また、高齢者が健康で生涯に渡って生き生きとした生活が送れるよう、在宅福祉サービスの充実や住まい・医療・介護・予防・生活等の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要がある。

今後、人口減少の流れに歯止めをかけるため、さらなる子育て支援の充実、雇用機会の確保、居住環境の整備支援など、若者の定住促進を図るとともに、豊かな自然や観光資源、広域からの集客が可能なイベントを最大限活用し、多くの人々が滞在・体験・交流する機会を創出するなど交流人口の増加を図り、移住・定住支援に努める必要がある。

引き続き、町民が安全で安心して生活できるようにするため、防犯・防災体制の強化、医療を安心して受けられる環境、高齢者が健康で安心して暮らせる環境、魅力ある生活環境の整備が必要とされる。

今後とも、町民一人ひとりが「自らの手で自分たちの地域を守り、知恵を出し合い、地域で決めて実行する」ことを基本とした自治振興会の組織育成・強化に努め、活気とにぎわいのあるまちづくり、活力あるまちづくりを推進する。

- ④ 旧庄川町区域は、区域の中央を貫流する庄川上流部の庄川峡の景勝地から庄川温泉郷を通過して流下する自然環境豊かな親水空間を有しており、丘陵山間地域には市民の憩いの場である公園やレクリエーション施設などを整備してきた。

中でも庄川の清らかな流れに育まれた区域のシンボルである庄川水記念公園は、災害時の指定緊急避難場所にも指定されていることから、地場産業の木工業の活性化、農村地域の定住化の促進を目的とした庄川挽物木地の体験施設を有する庄川特産館などの周辺施設と併せて再整備も含め適切な維持管理が必要である。

さらに、住民が安心して快適に暮らせるように、橋梁の維持修繕や舗装補修などの予防保全的な維持管理の推進と、道路交通網や歩道の整備等による安全で円滑な交通の確保や上下水道の適正な運営など、都市基盤の整備が重要な取り組みとなっている。また、特別豪雪地帯であることから、積雪期における道路交通の確保をはじめとした雪対策も重要である。

当区域は、高齢者比率が高いことから、健康増進と介護予防の拠点として、ウォーキングプールを備えた「庄川健康プラザ」や、健康・福祉・交流拠点をコンセプトにした「健康福祉施設ゆずの郷やまぶき」を整備してきた。これからは、若年者が一定程度の比率であることから、区域内の4つの保育施設を統合して認定こども園化し、質の高い教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、空き家を交流拠点や滞在型観光における宿泊施設、サテライトシェアオフィスなど様々な利活用して、交流人口や関係人口、定住人口の拡大につなげる必要がある。

また、種もみや庄川ゆず、庄川鮎などの農林水産物、庄川挽物木地などの伝統産業といった「となみブランド」をはじめとした地場産業について、更なる生産拡大やブランド化のために支援を続けていく必要がある。

- ⑤ 旧山田村区域は、農産物等の供給基地として、また、自然に親しむことのできるスポーツ・レクリエーションゾーンとしての役割を担いながら、これまで産業基盤の整備、農産物の6次産業化、生活環境の整備、交流イベント開催などの地域の自立促進に資する事業を推進してきた。

今後も、新しい特産物を活かした6次産業化のさらなる推進・拡充などに取り組みとともに、スキー場や温泉をはじめとする観光・リゾート資源を有効に活用することにより観光客の誘客に一層努める必要がある。

また、住民一人ひとりが生涯にわたって生きがいのある豊かな人生がおくれるよう、学習環境の整備や高齢者への生きがいづくり、子育て環境の向上など、進展する少子・高齢化への対応をはじめ、地域の環境・歴史・文化を継承していくことや、スキー場や温泉施設等の観光・農業関連施設の連携により利活用を促進し、今後の地域振興へと繋げていく必要がある。さらに、人口減少に歯止めをかけるため、生活環境の整備を行い、若者の定住促進を図っていくとともに、山里での生活や学校教育、就農、半農半Xといったライフスタイルを求め、都市部等からの移住希望に対応するため、空き家の改修や居住地、農地の確保に取り組むなど、「住んでみたい」と思う人を容易に受け入れることができる中山間地域における定住対策の仕組みを整備する必要がある。

- ⑥ 旧細入村区域は、神通川に沿って形成される豊かな自然環境と、国道41号（地域高規格道路）及びJR高山線という交通の幹線上に位置する交通の利便性を活かし、観光拠点施設として「岩稲温泉 楽今日館」「割山森林公園 天湖森」、「林産物等展示販売施設 林林」等を整備してきた。

これら拠点施設の賑わいは、地域の特色・魅力づくりに大きな役割を果たすことから、継続して賑わい創出に努める必要がある。

一方、豪雪地帯であるため、積雪期における道路交通の確保をはじめとした雪対策が市民生活の安定に資する重要な取り組みとなっている。

雪対策をはじめとした防災面での適切な対応のほか、良好な生活環境の整備等により、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりに努め、定住人口を確保していく必要がある。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

それぞれの過疎地域等に、すべての施設を個別的に配置していくことは、地理的にも施設の効率的な運営の面からも困難である。

したがって、高度な教育、文化、医療、福祉等の公共サービスやショッピング、飲食、娯楽等の都市的サービスについては、広域市町村圏等を単位にその効率的な施設配置を考えていく必要がある。

そのなかで、過疎地域等は、広域市町村圏等の中で、その地域特性を活かした役割を担っていくべきである。

氷見市は、高岡広域市町村圏及び高岡地方生活圏に属しており、自然や多彩な歴史・文化など豊かな地域資源を活かし、多彩な交流・連携を促進しながら、個性的で魅力ある地域づくりを推進することにより地域の総合的な活性化を図る。

また、氷見市は、富山県西部地方拠点都市地域（高岡・砺波広域市町村圏、射水市）基本計画において、都市活動ゾーンと田園都市ゾーンに位置付けられており、各々のゾーンとの連携を図りながら、地域全体の発展を牽引する各種都市機能の集積を図ると共に、交流及びリフレッシュ機能の充実を図る。

都市活動ゾーンについては、海洋レクリエーション・文化による地域間交流の促進に向けて、文化・交流・娯楽機能を中心とする各種機能の集積に努める必要がある。田園都市ゾーンについては、自然との調和や景観等にも配慮した空間を創造していく必要がある。

南砺市は、砺波広域市町村圏及び砺波地方生活圏に属しており、自然や独自の文化、伝統等の地域の特性を活かした観光地として施設を整備し、観光的な特産物の育成を促進することにより地域の総合的な活性化を図る。

また、南砺市は、富山県西部地方拠点都市地域（高岡・砺波広域市町村圏、射水市）基本計画において、田園都市ゾーンと山村ふるさとゾーンに位置付けられており、各々のゾーンとの連携を図りながら、交流及びリフレッシュ機能の充実を図る。

田園都市ゾーンについては、自然との調和や景観等にも配慮した空間を創造していく必要がある。また、山村ふるさとゾーンについては、今後グリーン・ツーリズムの需要の増加が見込まれることなどから、各区域の特性を活かしつつ共同で地域の活性化を推進する。

朝日町は、新川広域市町村圏及び新川地方生活圏に属しており、豊かな自然と歴史を織りなし、いきいきとした交流を育む圏域づくりを推進する。

また、朝日町は、富山県新川地方拠点都市地域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）基本計画で、水と緑の文化ゾーンと自然とのふれあいゾーンに位置付けられており、地域特性に沿った整備、保全を進めていく。

水と緑の文化ゾーンについては、豊富な水と緑を大切にしながら、うるおいに満ちた文化的な生活空間の整備を図る。

また、自然とのふれあいゾーンについては、豊かな自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、自然にふれ、学び、憩える場としての空間の創出を図る。

旧庄川町区域は、砺波地方の中核的都市である砺波市の一部であり、国道や主要地方道の整備により砺波市街地と庄川市街地、庄川温泉郷や庄川峡などの観光地へのアクセスだけでなく、観光や人の交流、物流の大きな役割を担っている。

砺波市が砺波広域市町村圏及びとやま呉西圏域連携中枢都市圏に属しており、能越や飛越地域との交流もあることから、観光や防災、公共交通などの様々な分野で都市連携を進める必要がある。

旧山田村区域及び旧細入村区域は、中核市である富山市の一部であり、市内中心部をはじめ市内各地域及び周辺市町村との広域的な交通ネットワークを整備し、ス

キー場や温泉等の観光資源を活かした都市近郊滞在型の通年観光・レクリエーション基地としての役割を担う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

過疎地域等の発展を支える人材を確保するためにも、移住を希望する方から「選ばれる県」となるよう、過疎地域等や企業、関係団体と連携して地域の総合力を高め、過疎地域等への移住・U I J ターンをさらに促進する必要がある。

また、過疎地域等の魅力発信などを通じて、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出拡大に向けた取組を進めるとともに、外部人材の受入体制を整える必要がある。

人口減少が進んでいる過疎地域等においては、祭りや防災活動など様々な地域活動を支える担い手不足が大きな課題となっていることから、ふるさとに誇りと愛着をもち、家族や地域を大切にしながら、コミュニティの再生や地域の発展に貢献できる人材の育成を図る。

(2) 移住・定住の促進

人口減少、少子高齢化が進むとともに、東京圏への人口流出が続いており、過疎地域等の発展を支える人材を確保するためにも、U I J ターンを促進することが重要である。

首都圏をはじめとする大都市圏において、本県の魅力ある暮らしや仕事、自然環境など「くらしたい国、富山」のイメージの発信を強化し、その定着を図る。

また、若い世代を中心とした移住希望者の獲得に向け、本県の恵まれた就労環境のPRや暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実に取り組むほか、移住者の受け入れに積極的に取り組む地域への支援等を通じ、県内の移住者受入れ体制を強化する。

さらに、都市部住民が関係人口として過疎地域等とつながることが、地域の活性化や将来的な移住者の拡大に寄与することから、関係人口の創出拡大に向けた取組を進める。

(3) 地域間交流の促進

過疎地域等において、自然環境や歴史、文化遺産、特産品などの地域資源を活用し、過疎地域等の魅力の向上を図り、都市住民をはじめとする地域間の交流を促進することが重要である。

このため、地域自らの選択に応じて自主性と創意工夫を発揮し、従来の方策にとらわれない新たな視点で、姉妹都市交流、山村留学、イベント、体験農園等の地域間交流を積極的に実施する必要がある。

例えば、「グリーン・ツーリズム」が浸透してきている状況で、「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」などに基づき、都市住民が農林業体験や森林とのふれあい等を行えるよう、農林業体験のための条件整備と利用の促進を図る。

また、各々の地域が結んでいる姉妹都市・友好都市提携を契機として、引き続き交流人口の増加を図る。

さらに、県外の大学、短大、高校等が行うクラブ、サークル等の合宿の誘致や、県内外の大学等からのインターンシップの受入れなどにより、若者の交流人口の拡大及び地域活性化を図る。

(4) 人材育成・地域の担い手の確保

集落の機能の維持、地域活性化の取り組みのためには、地域住民が地域の実情を把握し、その将来像を描いていく必要がある。また、住民組織のみならず、NPOや企業、都市住民などの様々な主体が地域活性化の取り組みに参画し、連携していくことが重要である。

住民が自治力を高め、地域の課題の解決に取り組むことができるよう、地域のコミュニティ活動をリードする人材の育成や、地域のコミュニティ活動を補う担い手として、多様な主体が取り組む地域での活動に支援を図る。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

若年層を中心とする人口の流出と高齢化に対応するためには、産業の振興による安定した雇用及び所得の確保が最も重要な施策であることに鑑み、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ次のような方向で産業の振興を図る。

農林水産業については、効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、地域の特性を活かした質の高い、売れる農産物を作り、未利用魚などの水産物の新たな価値を見出し、付加価値を高める。さらに、ツーリズムと関連づけた、生産基盤の整備や地域特産物に係る生産、加工、流通、販売を地域で一貫して行うなどの「複合的経営」を推進することにより、安心・新鮮な食料を生産し供給する産業として持続的な発展を図るとともに地産地消を推進する。

また、農林水産業は、過疎地域等の多様な機能を維持するとともに、地域の魅力を高めるうえで重要な要素であり、例えば、県土の保全、水源のかん養等といった県民生活に密着に関わる多面的機能を有する「生命産業」として農林水産業を位置付け、県民がやすらぎとうるおいを持って日々の生活を送れるよう幅広い観点から農林水産業、農山村に関する施策を展開する。

地場産業・伝統産業については、活力ある地域社会の担い手としての役割を果たすため、地域に受け継がれている技術や地域特有の資源を生かした新商品の開発や販路拡大、人材育成等の支援を推進する。

工業については、地理的・自然的条件から、大規模な企業の立地による雇用機会の創出には多くの制約があるので、地域の資源や人材等を活用した地域密着型の産業づくりを中心に進めるものとする。

起業の促進については、過疎地域等が有する特性を生かしながら、今後成長が期待される成長分野について重点的な振興を図るとともに、ベンチャー企業や既存企業による創造的事業活動を促進し、新規開業率の向上をめざす。

観光・レクリエーション産業については、都市住民等のゆとりある生活に対する要求、余暇の増大、自然環境への関心の高まりがあることから、自然環境の保全に留意しつつ、地域の豊かな自然や特色ある伝統文化を活かして、近隣県も含めた周辺地域とも連携を取りながらその振興を図り、観光客の誘致を図る。

(2) 農林水産業の振興

ア. 農業の振興

各地域において、生産基盤の整備や経営の近代化を総合的に実施する。基幹水利施設については、農業生産に必要な水を供給するだけでなく、緑・水辺空間の創造や地域用水、地域防災の機能等が将来にわたって安定的に発揮できるよう、施設のライフサイクルコストの低減に資する補修・更新等を行う新しい保全管理を推進す

る。また、農業用水の豊富な水量と落差を利用した小水力発電の整備を支援し、土地改良施設の維持管理費の軽減を図る。

また、地理的・自然的条件を活かした観光農業を進め、地域住民の雇用機会の増大と農家経済の安定化を図る。

さらに、環境問題に対する関心や農産物に対する安全指向が高まるなか、環境にやさしい農業を展開していく必要がある。

これらを踏まえ、消費者ニーズに適した農産物を生産し、新鮮なものを地域消費者に供給する地産地消を確立し、地域の食材を活かした新たな食の創造が必要である。

なお、農産物の生産においては、鳥獣による農作物の被害防止に努める。

畜産については、氷見牛などの地域が誇る品質の高い畜産物のブランド力をより一層高めるとともに、生産の拡大に向けて支援する。また、企業畜産の誘致等を推進するとともに、耕作放棄地等への家畜の放牧、鳥獣被害の防止などによる地域の活性化を図る。

また、自治体、関係団体をはじめ地域住民が一体となって農林業の適切な生産活動の維持に取り組み、中山間地域の活性化や多面的機能の維持・発揮が図られるよう農林業を支援する。

イ. 林業の振興

森林資源の循環利用が可能な多様な森づくりを推進するとともに、それを担う新たな人材の育成と定着を推進することで、県産材の安定供給体制を構築し、山村地域における林業生産活動の維持・拡大と就業機会の確保を図る。

ウ. 水産業の振興

水産資源を持続的に利用し、豊かな食生活を実現するため生産基盤の整備を進めるとともに、地元の観光関連産業からの需要に応え、販路拡大や地域特性を活かした特産魚介類（アワビ、サザエ、ワカメ、ベニズワイ等）の生産、イワナ・ニジマス等の養殖の振興を図り、沿岸や河川では、関係する漁業協同組合等とも連携して稚魚や稚貝の放流を行い水産資源の維持拡大に努める。

また、富山県を代表するブリなどの資源を持続的に確保するために、調査研究を実施し、その対策を講じていく必要がある。

さらに、環境問題に対する関心の高まりを受け、良好な漁場環境の保全・創出に努めるとともに、消費者ニーズに適した水産加工品づくりや地域の特性を生かした新製品の開発、6次産業化の取組みの促進を図る。

(3) 地場産業の振興

過疎地域等に住み続けるには、生活を支える仕事が必要であり、地域が有する「強み」や「魅力」を活かした事業の振興を進めていく必要がある。過疎地域等には、地

域の強みとなりうる魅力的な農産物が多く存在しており、農林水産物の6次産業化や農商工連携による農作物の高付加価値化を進めていくことが重要である。また、民芸品等の木材加工品の生産、和紙加工技術の高度化や各種の和紙製品の製作など地場産業おこしは着実に進展してきている。そこで、これらの産業おこしの一層の振興を図るとともに、未利用資源についてはその発掘と利用技術の確立に努める。また、後継者の育成、技術者の養成等人材の確保を図るとともに、若者に魅力ある職場の確保・創出に努める。

また、日本橋とやま館及びいきいき富山館等の東京のアンテナショップ等の活用により、販路の拡大や観光と結びついた特産品の振興を図るとともに、消費者ニーズ等の情報の収集・提供に努める。

さらに、小規模・零細な企業が多い地場産業において、経営体質改善、特産品の情報発信等による販路の確保・拡大等を図り、製品のブランド化、新製品の開発を進める必要がある。

(4) 企業の誘致対策

本県の過疎地域等は、地理的にも平地が少なく、労働力人口も少ないため、大規模な工場の立地はあまり期待できない状況であるので、通勤可能な地域内への企業の集積を高めることによる地域経済の振興を考える必要がある。

旧山田村区域及び旧細入村区域については、富山市内隣接地域の企業団地等への企業誘致等を推進する。また、富山市中心部への交通利便性の向上を図り、通勤を容易にする必要がある。

旧庄川町については、砺波市内隣接地域の企業団地等への企業誘致等を推進する。また、砺波市中心部への交通利便性の向上を図り、通勤を容易にする必要がある。

氷見市については、通勤圏である高岡市及び射水市等への交通網の整備を行うとともに、氷見市及び周辺市への企業誘致を推進する。また、東海北陸自動車道と接続する能越自動車道による、名古屋圏との近接性を活かし、企業誘致活動を展開する。

南砺市については、通勤圏である砺波市及び小矢部市等への交通網の整備を行うとともに、南砺市及び周辺市への企業誘致を推進する。また、東海北陸自動車道による名古屋圏との近接性を活かし、企業誘致活動を展開する。

朝日町については、魚津市及び黒部市等への交通網の整備を行うとともに、朝日町及び周辺市町への企業誘致を推進する。

なお、これらの企業誘致及びその立地促進にあたっては、自然環境の保全に十分留意する。

(5) 起業の促進

過疎地域等は、豊かな自然環境に恵まれ、清浄な水や空気、静寂な環境、安価な土地の提供等を通じて、新たな産業の展開の可能性を有していると言える。

また、ICTの進展や交通・物流ネットワークの整備等により、過疎地域等における

る地理的ハンディキャップは縮小してきていることから、過疎地域等であってもオンラインワン、ニッチトップ企業をめざす起業は十分可能になってきている。

今後は、これら地域の特色を生かしながら、過疎地域等の産業の活力を維持し、雇用を確保するため、地域の有する資源の活用や農林水産業者と商工業者が連携した新商品の開発など新たな地場産業の育成や、都市部より早く進む少子高齢化に対応した医療・介護等福祉関連産業の新規開業・育成を積極的に支援する必要がある。

このため、(公財) 富山県新世紀産業機構を中心として、技術、資金、人材などの総合的な産業支援体制を強化し、新産業の創出や新事業の展開を支援するとともに、中小企業の経営資源の確保を総合的に支援する体制の整備・充実を図り、企業の創造的活動や経営革新などの新たな事業活動を積極的に支援する。

また、創業したり、新分野に進出しようとする起業家等の育成に努めるとともに、新たなビジネスの展開を支援する。

(6) 商業の振興

少子高齢化が進む過疎地域等において、人口減少や商店主の高齢化等による小売店の閉店などにより、日常生活において身近な買い物に不便を感じる「買い物弱者」が増加しており、地域で長く安心して生活するためには、各地域のニーズに応じた買い物支援サービスの構築が重要である。このため、本県でも住民が徒歩で買い物に行くことに困難を感じる地域において、民間事業者等が、移動販売や宅配等のサービスを提供する取組が始まっており、市町村と連携しながら、その活動を支援する。

(7) 観光又はレクリエーション

観光は、交流人口の拡大による地域の活力の維持・発展に大きな効果をもたらすとともに、商工業、農林水産業など幅広い分野で地域経済への波及効果をもたらす総合産業として、その重要性が高まっている。

過疎地域等においても、近年におけるゆとりある生活への指向及び余暇の増大並びに自然環境への関心の高まり等を背景に、世界遺産「五箇山の合掌造り集落」や氷見市から展望できる「海越しの立山連峰」等の全国に誇ることができる話題性のスポットを積極的に活用したイベントづくりなど、地域の魅力ある観光資源の新たな開発を促進する。

また、将来のリピーターに結びつく可能性の高い修学旅行の誘致活動、主要な観光資源に、伝統芸能などを結びつけた付加価値の高い滞在型の観光モデルルートの設定・PRを行うとともに、県境を越えた広域観光のニーズへの対応を支援するなど滞在型観光を促進する。さらに、冬季における観光客の誘致に努め、年間を通した観光産業の活性化を図る。

また、都市住民の間では、「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」等の心の豊かさを重視したライフスタイルが注目されており、過疎地域等の有する美しい景観や豊かな自然を活かした、過疎地域等での生活体験や都市住民との交流といった、グリーン・ツ

ーリズムを推進する必要がある。

なお、観光産業の開発については、自然環境の保全に留意するとともに、地域住民との調整を図り、円滑に事業を進めるよう配慮する。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

高度情報社会に対応し、情報通信格差の是正を図るため、電気通信施設の整備を促進するとともに、過疎地域等におけるDXを推進する。

(2) 通信施設等の整備

過疎地域等において、災害に関する情報の迅速かつ確かな収集及び伝達を図るため、防災行政無線施設の充実等により、地域防災体制の整備を図る。

また、県と各地域の間で気象、災害情報等を相互に交換し、防災体制の確立を図ることを目的として整備した防災情報システムの効率的な利用を図るなど、情報通信施設整備の促進を図る。

電気通信格差の是正については、携帯電話等の山間部等における不感地域の解消を図るため、移動通信用鉄塔施設の整備を引き続き促進し、サービス提供エリアの拡大に努める。

また、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、都市部と過疎地域等間情報格差が生じることがないように、光ファイバー網や5G基地局を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備の推進等、今後とも、情報通信体制の確立に戦略的かつ重点的に取り組む。

(3) 情報通信技術の活用

過疎地域等の持続的な発展を図るため、ICTを活用し、地域課題を解決するなどDXを推進する。

また、電子申請や電子調達など増大する情報システムへのニーズの対応や住民サービスの一層の効率化を図るため、クラウド技術の活用などによる運用機器の集約・統合化、業務改善などを図り、最適化を実現するとともに、行政運営に積極的にICTを活用する。

さらに、住民が不安なくICTを利用できるよう、情報活用能力や情報モラルの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策、プライバシー保護、有害情報などに対応した安心・安全なICT環境づくりを推進する。

情報通信基盤については、緊急時における安全性の確保のために必要な対応を検討し、無線LANなどの基盤整備を推進するとともに、地域情報の発信については、行政による情報発信だけでなく、住民、地域、企業などがいろいろな分野において、ICTを活用して情報を積極的に発信するよう働きかけることにより、地域活性化を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進の方針

交通通信網の整備は、過疎地域対策の根幹である。

国等においては、地域高規格道路富山高山連絡道路の整備促進、国道8号のバイパス整備などが進められているところであるが、県においても、過疎地域等と地方生活圈等の中心都市を結ぶ幹線道路、集落相互間を結ぶ基幹的道路の整備や現道の適切な維持管理に努め、冬期間における交通確保対策を重点的に推進する。

交通手段の確保について、鉄道、バスなどの地域公共交通が将来にわたって持続可能となるよう、過疎市町、交通事業者、地域住民等との連携協力により、総合的な地域公共交通体系の構築を推進する。

また、地域住民の日常生活等を支える地域交通の確保・充実を図るため、その利便性の向上や利用促進等を推進しながら、地域公共交通ネットワークの維持活性化を促進する。

(2) 県道及び市町村道の整備

県道については、広域的な見地に立ってその整備を進めることとし、南砺市山間部にあっては冬期間の交通の確保のため、旧庄川町区域、旧山田村区域、旧細入村区域、氷見市、南砺市平野部及び朝日町にあっては通勤・通学の利便性を高めるための整備に重点を置き、交通安全等にも留意し、産業・観光開発等との関連を考慮して整備に努める。また、安全で安心な道路交通が確保されるよう、現道の適切な維持管理に努める。

市町村道については、地域住民の日常生活を支える根幹的な施設として、代行制度による継続事業の推進など、その整備に努める。

(3) 農道及び林道の整備

農道については、農産物流通の合理化を図るとともに、農村集落の生活環境の改善に資する機能の保全と安全性の確保に必要な整備に努める。

林道については、上平・福光線、宮崎・蛭谷線、羽入・明日線、高成1号線、高成2号線、ふれあいの森線等の開設を進め、山間地域の林業の振興と生活観光の改善に努める。

(4) 交通確保対策

北陸新幹線の開業により、新高岡駅から過疎地域等への利便性を高めていく必要があり、そのため、JR城端線・氷見線や路線バスなどの基幹となる交通について、より一層の整備を図る。

また、デマンドバス・タクシーの実証運行の支援など、今後もバス路線維持対策の推進のほか、自家用有償旅客運送も含め、地域の実情に応じた交通手段の十分な確保に努める。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域等の生活環境水準の向上を図るため、簡易水道、飲料水供給施設及び汚水処理施設の整備を促進するものとする。

今後も未普及地域の解消を図るとともに、簡易水道等の再編及び生活水準の向上にともなう施設整備を図る。

汚水処理施設については、汚水処理人口普及率が県平均を大きく下回る地域があり、整備促進に努め未整備区域の解消を図る。また、老朽化した施設については、損傷・劣化等を将来にわたり把握・予測し、費用対効果が高い維持管理を図る。

(2) 簡易水道、下水処理施設等の整備

簡易水道等の整備により、水道の未普及地域の解消を図るとともに、簡易水道等の再編による管理体制の強化及び生活水準の向上にともなう施設整備を図る。

汚水処理施設については、地域の実情に応じた効率的な整備手法を検討した「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に基づき、下水道、浄化槽等の各汚水処理施設の、計画的な整備を促進する。

また、施設の老朽化が進んでいる下水道、農業集落排水施設等では、施設の状態を客観的に把握し将来的な健全度を予測するストックマネジメント等を実施し、計画的な維持管理、施設の長寿命化もしくは更新を促進する。

ごみ及びし尿処理施設については、広域事業により整備されてきており、今後とも広域的処理を推進する。

(3) 消防・救急施設の整備

過疎地域等は、多くが山村豪雪地帯という地理的・自然的条件から、消防の応援が容易でないので、消防施設の充実を図る必要がある。特に、防火水槽等消防水利については、地形を考慮しつつ計画的に整備し、消防体制の万全を期する。

また、消防機動力の向上、消防資機材の充実、消火栓や防火水槽等の消防水利の適切な配置を促進する。

救急体制については、救急救命士の養成及び救急自動車等の整備、冬期間の交通確保対策により、救急救命体制の強化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県の過疎地域等においては、若年層の人口流出により、高齢化が進行してきており、今後もこの傾向が強まるものと予測されている。

子育て環境については、家庭や地域において、安心して子どもを生き育てられる環境が整備されるとともに、社会全体で子育てを支える気運の醸成を図る。また、経済的な環境にかかわらず、子どもを持ち育てたいと思う地域住民一人ひとりの希望を実現するための取組みを推進する。

高齢者福祉については、多くの高齢者の願いである、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にするためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の構築が必要である。

このため、本県においては、富山県高齢者保健福祉計画に基づき、「すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築～2025年・2040年を見据えた地域包括ケア体制の深化・推進に向けて～」を基本目標に、

- ①高齢者の健康・生きがいづくり
- ②介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進
- ③地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくり

を施策の柱とし、関連施策を総合的に推進する。

なお、過疎地域等においても、各地域の高齢者保健福祉計画に基づき、引き続き、高齢者が安心して生活できるような高齢者のための保健、福祉施策の充実を図るとともに、ホームヘルパー、介護職員、看護師など保健福祉サービス提供の中心となる専門職員等の充実を図るものとする。

(2) 子育て環境の確保

ア. 保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開

質の高い教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、子育て家庭が喜びを持って、安心して子どもを育てられるように、延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや放課後児童クラブを地域ニーズに応じて拡充する。また、地域子育て支援センターや利用者支援事業、子育てホームページなど、子育て情報の提供や相談機能の充実に取り組むとともに、地域住民による子育て支援の充実や、それらの担い手となる人材の育成・確保に努める。そして、とやま子育て応援団等による子どもの成長や子育てを社会全体で支える気運の醸成を図る。

イ. 子育て家庭などの経済的負担の軽減

地域住民が理想の数の子どもを持つことを後押しし、様々な子育て家庭のニーズにマッチした支援を推進する。また、市町村との連携により、出産、保健、医療等に要する経済的負担の軽減を図る。特に、子どもを持ちたい人が、経済的負担が重いことにより諦めることがないよう、不妊治療費助成に加え、市町村との連携により不育症治療費を支援する。そして、多子世帯の保育、教育、住宅等をはじめとした経済的負担の軽減を図るとともに、家庭の経済状況にかかわらず、希望する教育を受けられるよう、就学にかかる経費を支援する。

(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア. 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

上記の基本目標を達成するため、次の8つの重点項目による施策体系を構築し、総合的、計画的に施策の展開を図る。

(ア)健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり

若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりを支援する環境整備などを行い、健康寿命の延伸を図り、健康でいきいきとした活力ある高齢社会の形成を目指す。

(イ)エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進

働く意欲のある高齢者が、長年培った知識や技能、経験を生かし、社会経済の担い手として働き、活躍できるよう、多様な雇用・就業機会の確保に取り組む。

また、豊かな経験や知識を活かして、NPOやボランティア、地域活動等に参加し、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者を育成し、その活動を支援する。

さらに、異世代との交流や生涯にわたる学習・スポーツ活動などを通じ、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進める。

(ウ)市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの促進

フレイル予防の普及啓発や、地域における介護予防推進員・介護サポーター等を活用した自主的な介護予防活動への支援を行う。

さらに、疾病や障害による寝たきり等を防止し、心身機能を改善するため、身近な地域でのリハビリテーションを推進する。

また、生活支援の必要性が増加することから、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進する。

高齢者の尊厳の保持や在宅介護の推進、住み慣れた地域での生活の継続や復帰を支援する観点から、富山型デイサービス、地域密着型サービスの整備・普及を推進するとともに、医療ニーズを併せ持つ高齢者に対応する在宅サービスの充実と質の向上、家族介護者支援の充実を図る。

また、施設サービスについては、住み慣れた地域において家庭的で親密なサービスを提供する小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス基盤の整備を推進する。

(エ) 介護との連携による在宅医療等の推進

在宅医療や在宅での看取り等に関する理解を促すとともに、在宅医療を支える社会資源等に関する普及啓発に取り組む。

また、疾病や障害があっても、可能な限り自宅などの住み慣れた地域で療養することができるよう、24 時間 365 日対応可能な在宅医療提供体制の構築に努めるとともに、その体制を支える人材の確保に努める。

さらに、在宅での療養生活を支援するため、入院から在宅療養への円滑な移行に向けた体制づくりや医療と介護の連携によるチームケアを推進する。

(オ) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進する。

また、過疎地域等が地域支援事業において取り組む認知症施策の充実や体制の強化を、積極的に支援する。特に、早期診断等を行うため、医療・介護サービスに関わる人材の認知症対応力を更に向上させるとともに、認知症疾患医療センター等専門医療機関の整備を推進し、医療と介護の切れ目のない対応や地域支援体制の構築を推進する。

さらに、認知症の人やその家族に対する支援を地域住民と共に行うとともに、できる限り地域で生活できるよう見守り体制や生活支援体制の構築など社会全体で支える地域包括ケアシステムづくりを推進し、認知症の人やその家族の視点を重視した認知症にやさしいまちづくりを進める。

(カ) 災害・感染症への備えと安全安心なまちづくり

近年の災害の発生状況を踏まえて、避難対策の充実や福祉避難所の指定等、災害時に支援が必要な高齢者への支援体制を整備する。

また、介護施設での感染症防止対策に向けた取組みをソフト・ハード両面から支援する。

身近な地域の中で高齢者が快適に暮らし、安心して外出できるようバリアフリー環境に整備した高齢者にやさしいまちづくりを推進する。

また、高齢者の虐待防止対策の推進や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護体制を整備する。

(キ) 地域包括ケアシステムを支える人材養成・確保と資質向上

多様な人材の参入促進や、介護職員の労働環境・処遇の改善を図り、人材の養成・確保を推進するとともに、各分野でのボランティア等の養成を通じ、世代を超えて、支援が必要な人を地域全体で支え合う基盤を整える。

また、専門的知識と技術を持った質の高い保健・福祉・介護サービスを支える人材に対するきめ細かな研修の実施や支援体制の整備により、その資質の向上を図る。

(ク) サービスや制度運営の質の向上・業務の効率化

地域住民やボランティア団体等も含めた多様な主体による総合的な地域生活支援体制を推進する。

また、ICTを活用し、医療・介護関係者の情報共有の推進、介護事業所へのICT機器の導入や介護ロボットの導入などの取組みを進める。

さらに、サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス情報の公表や福祉サービス第三者評価、介護給付の適正化を推進する。

イ. 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障害者福祉については、地域バランスに配慮した施設を整備充実するとともに、建築物等の物理的な障害や、地域住民の意識上の障害を除去するなどにより、障害者にやさしい地域づくりを推進する。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

地域住民の医療を確保し、健康管理体制の確立を図るため、医師確保に努めるとともに、2次医療圏を単位として整備したへき地医療拠点病院と、その地域の保健、医療、福祉関係機関及び保健衛生団体等との有機的な連携を強化し、広域医療ネットワークの形成を図る。

ネットワークの形成にあたっては、電子カルテ情報の共存等、ICTを活用した医療機関相互の連携基盤の強化を図る。

救急医療の確保については、富山県ドクターヘリも活用しながら、へき地医療拠点病院、2次救急担当病院等と連携した搬送体制の一層の運営の充実を図る。

(2) 医師確保対策

自治医科大学において、へき地等に勤務する医師を引き続き養成するとともに、義務年限が経過した医師の県内定着を図るほか、富山大学及び金沢大学に特別枠を設け、県内の公的病院等に勤務する医師の養成を図る。

また、医学生への修学資金貸与制度などにより、小児科や産科などの医師不足になっている診療科や公的病院に勤務する医師、総合的な診療能力を有する、いわゆる「総合診療医」を養成し、地域医療に従事する医師の確保を図る。

(3) 無医地区対策

無医地区、無歯科医地区等における、へき地医療拠点病院による巡回医療の支援を行うとともに、緊急時の患者搬送体制の強化に努める。

また、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の高度化する医療に対応できる施設・設備の整備、へき地患者輸送車の整備、無医地区・無歯科医地区への巡回診療、代診医の派遣に対する支援並びにへき地診療所への医師の派遣を実施するとともに、医療機関と保健・福祉の連携を強化し、訪問看護や在宅療養などによる地域包括ケアシステムの充実や地域リハビリテーション活動を推進し、人口の高齢化に対応した健康管理体制の確立を図る。

(4) 特定診療科に係る医療確保対策

産科、小児科等に係る医療については、県の医療計画で定める周産期医療体制、小児医療体制の円滑な運用により、その確保を図る。

また、眼科、耳鼻咽喉科等に係る医療については、2次医療圏を単位として、へき地医療拠点病院の機能充実、病院間のネットワーク強化等により確保する。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域等の住民が適正な教育を享受できるよう、教育機会の拡充を図り、教育効果の質的向上に努めるほか、高齢化社会に対応するため生涯学習の充実も図る。

また、小・中学校等の教育関係施設については、今後、児童生徒が一層減少することを踏まえ、地域住民の生涯学習や都市からの交流者の拠点施設としての積極的な活用も図る。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

公立小中学校の学校教育施設については、老朽校舎の改築、規模の適正化等により整備が進められてきたが、今後とも小規模校としての特性を配慮しつつ一層の整備拡充を図るとともに、各地域の実情に応じて適正な規模にするための統合を実施する。

また、過疎地域等の実情に即した教育効果をあげるため、教職員の研修会等を開催し、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に努める。

さらに、へき地学校等児童生徒の就学条件の向上に努めるとともに、教員の配置及び教職員宿舎の確保についても配慮する。

なお、学校施設等については地域活動の場としてもより広く活用できるよう配慮するとともに、廃校となった施設等について、宿泊施設や交流施設へ改修するなど残された価値の積極的な活用を図り、都市部との地域間交流などを推進する必要がある。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

長年にわたる過疎化の結果、既存の地縁社会の機能は変容してきており、住民の自主的・主体的なコミュニティ活動を育成し、NPOその他民間セクターの活動とも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していく必要がある。

集会施設については、中央公民館、高齢者コミュニティセンター、若者センター等が基幹集落ごとにかなり整備されてきており、今後はこれらの既存施設の多目的かつ効率的な活用を図る必要がある。特に、都市との交流が活発化している現在、交流の拠点施設として効果的な利用を図る必要がある。

体育施設については、県民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、その基盤となるスポーツ施設の機能の充実と、地域住民の健康づくりの向上を目指して、利活用しやすい環境の整備を図る必要がある。

社会教育施設については、公民館、図書館等の充実を図るとともに、施設間の連携を強化する。

また、生涯スポーツの充実を図るため、社会教育主事を引き続き派遣する。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

土地利用計画に基づいた生活環境の整備、集落間の機能分担と交通確保により集落の整備を図る。特に、集落機能を維持していくために必要な拠点となる施設の整備や、各集落と基幹集落との交通確保に重点を置くとともに、防災対策により集落を保全する。

また、人口の減少と高齢化により、過疎地域等ではコミュニティ機能の維持が難しくなる集落も出てきていることから、人口減少に一定の歯止めをかけ、地域コミュニティの再生を進める。

(2) 集落の機能の維持

地域で安心して生活するためには、各地域の事情やニーズに応じた住民主体による地域づくりが必要であり、まず地域住民が自らの地域について共通認識を持ち、地域住民による地域の将来像などについての話し合いを促進する。

また、話し合いによって合意形成された取り組みを具現化するため、地域運営組織（地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織）の形成など、住民主体による持続可能な地域づくりの取り組みを推進する。

さらに、集落支援員や地域おこし協力隊等を活用した集落対策の推進について、関係市町村への積極的な情報提供を行うほか、地域住民の行事やイベント等の伝承や保全活動に対する支援を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

伝統的な祭り・行事や獅子舞、民謡等の特色ある歴史文化を保存・継承し発展させるとともに、都市住民との交流等による新たな文化の創造を目指す。

また、豊かな自然の中で心のふれあいを深める活動の場を整備し、スポーツ・レクリエーション活動、住民の自主的なコミュニティ活動を推進する。

文化財の保存・活用等については、従来からも積極的に実施してきたところであり、今後ともその保存・活用に努めるものとする。とりわけ、地域的特性を色濃く反映している獅子舞や田楽などの民俗芸能、正月行事や春祭りなどの祭り・行事、さらには民謡や民話などの保存と伝承活動を推進し、教育や地域資源、観光資源として活用を図る。

また、山村特有の農業技術や茅葺き技術、和紙の製造や養蚕等の伝統技術の調査や研究にも努める。

さらには、棚田と雪持ち林のある農山村景観、大型茅葺き木造建築が立ち並ぶ歴史的景観、急峻で緑豊かな自然景観等の保存とこれらを活かした地域づくりを推進し、地域文化の振興を図るとともに、美しく風格ある国土の形成に寄与する。

また、地域の文化や活性化を考える研究会、フォーラム等が最近積極的に開催されているところであるが、今後とも住民が中心になったこのような取り組みを推進する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

文化施設の整備については、地域の実情を考慮しながら、計画的に整備を図るとともに、広域圏内における施設のネットワーク化を推進する。

世界遺産「五箇山の合掌造り集落」等については、茅屋根の維持のために茅の葺き替えを定期的実施するとともに、近代的防災設備の導入、除雪対策、歴史的景観の維持とこれに調和した環境整備等を進める。

富山県利賀芸術公園については、質の高い舞台芸術創造空間として整備し、国際的な舞台芸術の創造・発信活動を推進する。

また、周辺環境の整備としては、アクセス道路の整備、駐車場の確保、便益施設の整備などを推進する。

さらには、イベントの開催や地場産業振興事業の活用などを図りながら、本県の貴重な観光資源としての活用も図るなど、関連諸施策を総合的に実施し、地域住民と連携しながら地域づくりを推進する。

有形の文化遺産である社寺等の建造物、彫刻等の工芸品、樹木等の天然記念物などについては、国や県指定の文化財について保存修理を進めるとともに、一般への公開を促進する。

無形の文化遺産である祭りや行事などの無形民俗文化財については、国や県指定の

文化財はもとより、更なる歴史的・文化的資源の掘り起こしを行いながら、既存の博物館や資料館の充実を図り、展示等を通し普及啓発を推進する。

(3) 地域文化を活用したまちづくり・地域振興

地域には、散居や棚田などの景観資源、歴史的な家屋や城跡、街道、門前町などのまちなみ、獅子舞や民謡などの民俗芸能、和紙や木彫刻などの伝統工芸といった魅力ある歴史的・文化的資源が豊富に存在しているが、これらの地域資源が地域に埋もれたままあまり活用されていないことも多い。

地域を活性化し、一層輝かせていくために、これらの優れた歴史資源や文化資源を発掘・再認識するとともに、その価値をさらに高め、新しい魅力の創造につなげつつ、さらにはそれを次の世代に継承していく、地域住民や団体が一体となった、地域の歴史資源や文化資源を活用したまちづくりの取組みを推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

豊かな生活や経済の持続的な成長を実現するとともに、個性豊かな地域社会を形成するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用を推進する。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策

地域特性を活かし、豊富な包蔵水力を活用した小水力発電所の整備や、バイオマス発電・熱利用の導入、風力発電の調査研究など、官民が一体となった再生可能エネルギーの積極的な利用を推進する。

また、持続可能な社会の構築と快適な生活の実現の両立を図るため、エネルギーに関する普及啓発を推進するとともに、スマートコミュニティ形成の取組みの促進や、再生可能エネルギー技術の研究開発など、グリーンイノベーションの取組みを推進する。

なお、再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、並行して徹底した省エネルギーを進めるとともに、近年自然災害が多発していることを踏まえ、エネルギー源の多様化や災害時の電源確保を図るなど、地域のレジリエンス強化を考慮する必要がある。